

公益社団法人瀬戸内海環境保全協会職員給与規則（抜粋）

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担する職員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、交通機関等利用者にかかる通勤手当を6箇月を超えない期間を単位として一括で支給し、1箇月あたりの当該通勤手当の全額支給の限度額を55,000円とする。

通勤手当の計算の基礎となる月額は、交通機関が定期券を発行している場合においては当該交通機関等の利用区間にかかる運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額とする。

通勤手当は、支給単位期間の最初の月に支給する。

3 支給単位期間とは、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間をいう。

なお、支給単位期間の最初の月の初日において契約期間の満了等により退職することが明らかである場合にあっては、6箇月にかかわらず支給単位期間を調整して定めることができる。

4 支給単位期間は、通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月から開始する。

5 月の中途において休職にされ、育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったときは、支給単位期間はその後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

6 通勤手当の額は、次のとおりとする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等の場合
支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額

(2) 回数乗車券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等の場合
支給単位期間1箇月につき通勤21回分の運賃等の額

(3) 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるとき
支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

7 通勤手当は、支給単位期間の最初の月の職員給与規則第5条で定める給与の支払日に支給する。ただし、支給日までに届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

また、支給日前に離職し、又は死亡した職員には当該通勤手当をその際支給する。

なお、2以上の交通機関等を利用し、かつ、支給限度額を超えた場合は、最長支給単位期間の最初の月の支給日に、すべての交通機関に係る通勤手当を一括して支給することとする。

8 支給単位期間の期間中に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、定期券を払戻して得られることとなる払戻額を返納させることとなる。ただし、支給単位期間が1箇月の通勤手当は除く。

(1) 職員給与規則第12条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 離職し、又は死亡した場合

(3) 通勤経路若しくは通勤方法を変更したことにより、通勤手当の額が変更された場合

(4) 運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定された場合

(5) 月の途中に、休職、育児休業又は停職になった場合であって、これらの期間が2以上の月にわ

たる場合

(6) 長期出張等により、月の初日から末日まで全日数にわたって通勤しないこととなる場合

9 前項に掲げる返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当の額が支給限度額以下であった場合 返納事由が生じた日の属する月の末日に、定期券の払戻しをしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの通勤手当の額が支給限度額を超えていた場合 次のそれぞれ a 又は b いずれか低い額

① 1の交通機関等を利用する場合

a $55,000\text{円（支給限度額）} \times \text{最長支給単位期間の残り月数}$

b 払戻金相当額

② 2以上の交通機関等を利用する者または併用者

a $55,000\text{円（支給限度額）} \times \text{最長支給単位期間の残り月数}$

b 払戻金相当額、未使用定期券の価額及び回数乗車券×残月数の合計額

10 この規則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、給与法及び人事院規則等の定めるところによる。